

「書面添付制度」について

税務調査を省略する税理士 蛭田昭史

第5回

税務調査省略のポイント

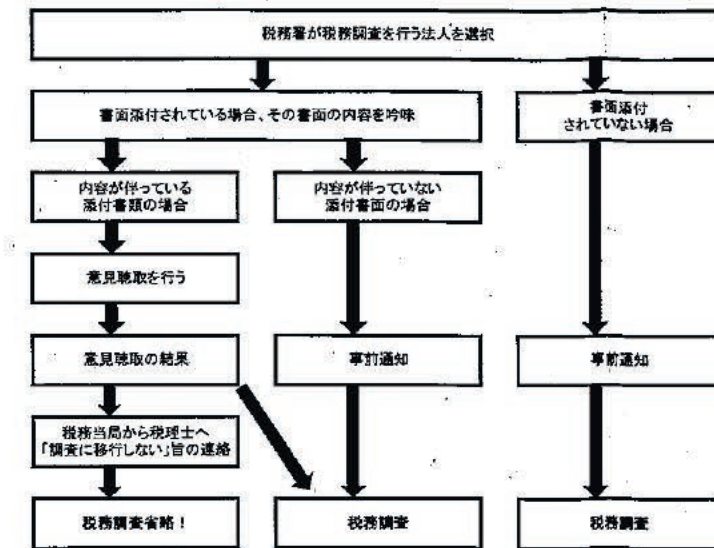
実践編その2

税理士に
求められること

前回(本紙11月5日号)

「掲載」は、書面添付制度一回は実践編その2です。を活用した「税務調査省略」のポイントを実践編その2「掲載」を記載しました。今「掲載」とは具体的に、申告書に添付する書面の内容を税理士がきちんと記載する事です。ズバリ、税理士の力量に係る。税理士の力量を判断する目標でこの記事をお読みください。

税務調査の流れのなかでの書面添付制度の位置づけ



「掲載」は、書面添付制度一回は実践編その2です。を活用した「税務調査省略」のポイントを実践編その2「掲載」を記載しました。今「掲載」とは具体的に、申告書に添付する書面の内容を税理士がきちんと記載する事です。ズバリ、税理士の力量に係る。税理士の力量を判断する目標でこの記事をお読みください。

理想的な書面作成
その必要事項

具体的に列挙すると、次のことなどが漏れなく記載されていると、税務署が会社側に赴かなくても決算のチェックがきちんとなされたと判断される書面となります。○決算で間違いの起こりやすい部分について、何を見てきちんと監査したか

「収益費用対応の原則」があり、売り上げとその売り上げに直接かかった経費(原価)は同時に計上しなければなりません。つまり売り上げと経費のひも付け処理がきちんとなされているかのチェックです。決算期末を越えるような数カ月間を越える工事やプロジェクトの場合はこの処理が注目されます。もちろん税務調査でも重点的に調査されます。調査対象は前期までであっても「今期(現在進行事業年度)の通帳や請求書を見せてください」と言われるのは、



この処理が漏れていないかの確認のためです。したがって、このような長期の工事などがある場合、経費(原価)の管理をどのように行っているかをキッチリと記載します。建設業や製造業であれば工事管理台帳を作成して、どの経費がどの売り上げにひも付くかを管理している体制が重要です。よくあるミスとしましては、経費に人件費を含みそびれてしまったり、在庫に仕入れにかかった経費を計上していないなど、期末の処理にはミスが多く起こりがちなので、ここは重点的に記載すべき項目です。ちなみに我々、税理士は期過ぎの処理と呼んでいます。

蛭田昭史税理士事務所、品川区西五反田7の22の17 T O Cビル1F, 03-3490-8877、詳しくはホームページへ https://www.hirata-kaikei.com/

は、税務署が疑義を抱いた内容を確認したくなるのが心積です。これもあって内容を詳細に備考欄へ記載する事。意見聴取及び税務調査に移行する動機を消すことが重要な事です。

なりませんが、意見聴取の対象にならない書面が理想です(図参照)。理想の書面作成には税理士の指導もかりですが、会社側の協力も必要です。前書きが長くなりませんが、以下に具体例を記載します。○事業年度をまたぐ売り上げや経費の処理について記載する

「収益費用対応の原則」があり、売り上げとその売り上げに直接かかった経費(原価)は同時に計上しなければなりません。つまり売り上げと経費のひも付け処理がきちんとなされているかのチェックです。決算期末を越えるような数カ月間を越える工事やプロジェクトの場合はこの処理が注目されます。もちろん税務調査でも重点的に調査されます。調査対象は前期までであっても「今期(現在進行事業年度)の通帳や請求書を見せてください」と言われるのは、

②臨時的な経費について内容を詳細に記載する 臨時的な経費は心理的に表に出したくない項目です。上記①の期をまたぐ経費の取り扱いについてもそうですが、臨時的な経費は本来、経費になるか否かが微妙な内容である場合が多いです。したがって、経費か否かを慎重に検討し、経費であると判断したら内容を詳細に記載し、税務署からの疑義を晴らすべきです。

は、税務署が疑義を抱いた内容を確認したくなるのが心積です。これもあって内容を詳細に備考欄へ記載する事。意見聴取及び税務調査に移行する動機を消すことが重要な事です。